相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市八日市金屋二丁目五五四番地、最後の住所滋賀県東近江市建部下野町七九七番地　被相続人　亡　矢守　惠美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

事務所滋賀県東近江市八日市上之町一番三九―一号

相続財産管理人　司法書士　町田　一平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府木津川市加茂町大野刃谷八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　辻本　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

京都府城陽市富野堀口八〇番地の五

相続財産管理人　司法書士　南村　幸児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区北野田一四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森浦　継男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区車之町西一丁二四番地、最後の住所大阪府堺市堺区車之町西一丁二番二四号　被相続人　亡　森田貴美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル五階

相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市佐草町九八六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　池田マシエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

島根県松江市大庭町一三四一番地

相続財産管理人　小松原　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市西厚保町原一一〇八番地、最後の住所山口県山口市小郡下郷一一二七番地　被相続人　亡　根來喜久恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

山口県山口市駅通り二丁目五番一三号未来ビル

相続財産管理人　中光　弘治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市北奉公人町三一七番地、最後の住所高知県高知市知寄町二丁目二番四一―七〇五号　知寄町マンション

被相続人　亡　谷中三代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

高知県高知市久礼野八六一番地

相続財産管理人　大石　崇之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市首里汀良町三丁目四五番地、最後の住所沖縄県那覇市首里汀良町三丁目七四番地　被相続人　亡　小橋川共榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

沖縄県那覇市首里汀良町三丁目八〇番九号レジデンス弥生一〇一号

相続財産管理人　司法書士　名嘉　章雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県沖縄市字古謝八八二番地、最後の住所沖縄県沖縄市字古謝八八二番地メゾン太丸五〇二　被相続人　亡　大田　義才

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

沖縄県沖縄市上地三丁目一番三五号

相続財産管理人　森本　忠昭

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社壽屋友の会

二、代表者の氏名　大久保英二

三、主たる営業所の所在地　熊本県上益城郡嘉島町大字上島字幸八二〇〇六番一

四、その他の営業所の名称及び所在地

①　えじまや小郡営業所　福岡県小郡市祇園一丁目一四番地一二（旧住居表示　福岡県小郡市大字小郡二〇二）

②　千隈営業所　福岡県福岡市城南区干隈二丁目四二番一号

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年十一月十三日

大阪府大阪市淀川区西中島一―一一―一六

サミット昭和アルミ株式会社

代表取締役　鈴木　良彦

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号

杉原　元恵　大阪府八尾市南木の本七丁目二一一　普通株式二八株　ほ〇一二

五、許可年月日　昭和五十四年九月二十一日

六、許可失効年月日　平成二十三年十一月二十八日

七、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金三十万円

②　前受業務保証金　金七千七百五十四万三千円

八、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

九、前号の申出書の提出がないときは、第七号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十四年十一月十三日

熊本県熊本市北区龍田三丁目三二番一八号

株式会社壽屋友の会

破産管財人弁護士　建部　明

債権申出の催告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十四年十月一日厚生労働大臣の承認により終了（権利業務移転）したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有するものは、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

神奈川県平塚市田村五丁目二四番二二号

株式会社日産サティオ湘南

規約型確定給付企業年金

清算人　千葉　淳一